

# 入 居 資 格

(市営住宅・改良住宅)

## 1 入居資格

次の(1)から(5)までの条件にすべてあてはまること。

(1) 現に同居し、若しくは同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。）がある者又は単身者（身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。）であること。

(2) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。

一般世帯 …… 月額所得104,000円以下

裁量階層 …… 月額所得139,000円以下

ただし、次のケに該当する子育て世帯で新市域内に存する市営住宅に入居する場合は、月額所得259,000円以下\*とする。（\*改良住宅の場合は、158,000円以下。）

裁量階層とは、次のアからケまでのいずれかに該当する方です。

ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ同居親族のいずれもが60歳以上のもの

イ 障がい者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号の規定により交付を受けた障がい者手帳に記載されている障がいの程度が(ア)から(ウ)までのいずれかの程度のもの

(ア) 身体障がい

身体障がい者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する障がいの級が1級から4級までの程度

(イ) 精神障がい

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までの程度

(ウ) 知的障がい

(イ)に規定する精神障がいの程度に相当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者

カ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に規定する配偶者又は交際相手からの暴力を受けた被害者で、同法の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者又は同法の規定により裁判所がした命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

ケ 同居親族に義務教育終了前の児童があるもの

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) 市税を滞納していない者であること。

(5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。